

## 奥州市上下水道事業告示第 1 号

私道における奥州市公共下水道の設置に関する要綱（令和 2 年奥州市上下水道事業告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 月 26 日

奥州市長 倉 成 淳

第 3 条第 3 号中「当該私道」を「原則として、当該私道」に改め、「所有者」の次に「の全て」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該土地が共有地であり、かつ、当該土地に下水道を設置することについて共有者の全てから承諾を得ることができないことにつき、共有者の一部の所在が不明であることその他の特別の理由があると市長が認めるときは、各共有者の持分の価格の過半数の共有者が当該土地に下水道を設置することについて承諾していること。

第 3 条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条中第 1 号を第 2 号とし、第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 下水道の布設及び維持管理を行うに当たって、家屋等への影響がない程度の道路幅員を有すること。

第 3 条に次の 3 号を加える。

- (5) 当該私道の使用期間は、下水道の存置期間とすること。
- (6) 当該私道の使用料は、無償であること。
- (7) 当該私道の所有者が、当該私道の所有権を第三者に譲渡し、又は当該私道に所有権以外の権利を設定する場合は、譲受人その他新たに権利を取得することとなる者に下水道の使用権の存続を受け継がせることについて、当該私道の所有者から確約が得られること。